

山梨県 手数料納付連絡票

手数料名	宅地建物取引業の免許申請手数料(書面申請)	
略称	宅建業新規免許手数料 (書面)	
納付金額	33,000 円	



◆ 留意事項

- ・ 手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口に持参してください。
- ・ 窓口で手数料等を納付されましたら、レシートと合わせて発行される納付済証を受け取り、申請書等と併せて、手続きの担当課へご提出ください。
(レシートは提出不要。最上部に「納付済証」と記載のある用紙のみ提出)
- ・ 納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。
- ・ キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。

◆ 手数料等収納用レジの設置場所

- ・ 下記QRコードからご確認ください。

